

◎ 学校事故（損害賠償事件）について

1 事故の概要

平成 27 年 3 月 9 日（月）午前 10 時 50 分ごろ、市立小学校の 3 年生の教室で、授業中にテストの返却のために並んでいた児童たちがふざけ合いを始めました。ふざけ合いの中で、他の児童に服をつかまれた男子児童が、これを振りほどこうと腕を回したときに転倒し、机に顎を打ちつけ、左上前歯 1 本を破折しました。

2 事故後の経過

ふざけ合いが始まったとき、担任は、教師机で先にテストを受け取った児童の対応をしていたため、ふざけ合う児童たちを注意しませんでした。負傷児童が担任に泣きながら訴えたことで事故の発生を認知しました。

すぐに、保健室で応急処置を施し、近くの歯科医院を受診しました。その後、かかりつけの歯科医院を受診し、現在、破折した部分に仮の歯を接着する処置をしています。

負傷児童の保護者は、授業中の担任の指導に過失があったとして、自由診療にかかる治療費などの賠償を求めています。

3 市議会への報告

本件については、次回市議会定例会に報告いたします。